

府中市農薬販売届事務処理要領

(平成20年 4月 1日 制定)

(令和4年 5月 13日 一部改正)

1 目的

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第17条の規定に基づく届出に関する事務処理は、法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 販売者の届出

(1) 新規の届出

販売者は、「農薬販売届」（様式第1号）に別表に掲げる書類を添付して販売所毎に市長に届け出るものとする。なお、販売者が新たに販売を開始する場合はその開始の日までに、販売所の増設に係る届出のときは増設した日から2週間以内に届け出るものとする。

(2) 変更・廃止の届出

ア 販売者は、届出事項中に変更を生じたときは、「農薬販売変更届」（様式第2号）に別表に掲げる書類を添付して、その変更を生じた日から2週間以内に市長に届け出るものとする。

イ 販売者は販売をやめたときは、「農薬販売廃止届」（様式第3号）に別表に掲げる書類を添付して、廃止した日から2週間以内に市長に届け出るものとする。

(3) 届出書の部数

(1) 及び (2) により提出する届出書の部数は1部とする。

(4) 届出の受理

ア 市長は届出の内容が適当と認めた場合はこれを受理し、(1) 及び (2) のアにあっては「農薬販売届受理証」（様式第4号）、(2) のイにあっては「農薬販売廃止届受理証」（様式第5号）に当該届出書の写しを添付して、届出者に通知するものとする。

イ 届出者はアの受理証を紛失・破損した場合は、「農薬販売届受理証再交付申請書」（様式第6号）により、再交付を申請することができる。（昭和46年10月8日以前の受理に係るものを除く。）市長は申請書を受理した場合には、遅滞なく当該届出に係る様式第4号もしくは様式第5号に「再交付」の文字を朱書きしたものをアに準じて通知するものとする。

3 農薬販売届台帳

市長は台帳を備え、届出事項を記載、整理するものとする。

台帳は電子データで管理することとし、年度末に別の記録媒体にバックアップを取って保管することとする。

附則

- 1 この要領は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は令和4年5月13日から施行する。
- 3 この要領の施行前に「広島県農薬販売業及び防除業届事務処理要領（昭和49年5月8日施行）により行った農薬販売業届はこの要領の2の規定により行ったものとみなす。

別表1（2の（1）及び（2）関係）

届出の種類	添付書類	提出数
新規の届出	1 届出者の氏名及び住所を証する書類 2 次の事項を記載した資料（以下添付資料という。） （ア）販売する農薬の概要 （イ）毒劇物農薬販売の有無 （ウ）販売に関する製造者、輸入者及び販売者 （エ）年間農薬販売額 （オ）業種 （カ）販売責任者氏名 （キ）販売所電話番号	各1通
変更の届出 （届出者の変更）	1 届出者の氏名及び住所を証する書類 2 交付済み受理証	
変更の届出 （販売所の変更）	1 添付資料 2 交付済み受理証	
廃止の届出	交付済み受理証	

(様式第1号)

農 薬 販 売 届

年 月 日

府中市長 様

〒
住 所

氏 名 (法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 販売所の名称及び所在地

2 販売開始年月日

年 月 日

備考 「1 販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

(様式第2号)

農 薬 販 売 変 更 届

年 月 日

府 中 市 長 様

〒
住 所

氏 名

電話番号

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 販売所の名称及び所在地

2 変更年月日
年 月 日

3 その他

農薬販売届受理証は別添のとおり

(紛失した場合はその旨記入の上、この届出に係る変更前の事項を記入する。)

(様式第3号)

農 薬 販 売 廃 止 届

年 月 日

府中市長 様

〒
住 所

氏 名 (法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 廃止した販売所の名称及び所在地

2 廃止した年月日
年 月 日

3 その他
農薬販売届受理証は別添のとおり(紛失した場合はその旨記入のこと)

(様式第 4 号)

農 薬 販 売 届 受 理 証

年 月 日

(届 出 者) 様

府中市長 ○○ ○○

農薬取締法第17条第1項の規定に基づく農薬販売届を受理しました。

- 1 受理年月日
年 月 日
- 2 届出の内容
 - (1) 届出年月日
年 月 日
 - (2) 届出者・販売所
別紙「農薬販売届」（「農薬販売変更届」）のとおり。

《注意事項》

- 1 農薬販売者として、農薬取締法等関係法令を遵守すること。
- 2 農薬販売届の記載事項に変更を生じたときは2週間以内に変更届を、販売をやめたときは2週間以内に廃止届を提出すること。
- 3 毒物劇物該当農薬を販売する場合は、別途毒物及び劇物取締法に基づく手続が必要であること。
- 4 この受理証は保管し、変更又は廃止の際に届出書に添付すること。
- 5 販売所と別にこの受理証を保管する場合は、販売所において、この受理証の写し（コピー）を保管すること。

(様式第5号)

農薬販売廃止届受理証

年 月 日

(届出者) 様

府中市長 ○○ ○○

年 月 日付けで提出された農薬販売廃止届を受理しました。

- 1 受理年月日
年 月 日
- 2 廃止した販売所
別紙「農薬販売廃止届」のとおり

(様式第 6 号)

農薬販売届受理証再交付申請書

年 月 日

府中市長 様

〒
住 所

氏 名 (法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

農薬販売届受理証の再交付を申請します。

1 再交付する届出の内容

(1) 届出年月日

年 月 日

(2) 届出者

氏 名 :

(法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

住 所 :

(3) 販売所

所在地 :

2 再交付申請の理由

紛失 (破損) による。

備考 破損の場合は、破損した受理証を添付する。